

議案第14号

八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例（令和4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
(助成) 第4条 市長は、助成対象者が受けた不妊治療等に係る一部負担金(処方箋による調剤料を含む。)を負担した場合には、当該助成対象者に対し、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。ただし、次に掲げる費用に相当する額を除く。 (1)～(3) (略) <u>(4)・(5)</u> (略)	(助成) 第4条 市長は、助成対象者が受けた不妊治療等に係る一部負担金(処方箋による調剤料を含む。)を負担した場合には、当該助成対象者に対し、当該一部負担金に相当する額を助成するものとする。ただし、次に掲げる費用に相当する額を除く。 (1)～(3) (略) <u>(4) 不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査費用</u> <u>(5)・(6)</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた不妊治療等に係る一部負担金の助成について適用し、同日前に受けた不妊治療等に係る一部負担金の助成

については、なお従前の例による。

提案理由

不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査費用を助成することにより、不妊検査の早期受診を促し、不妊症の早期発見及び早期治療の促進を図るため。